

建設業認可申請の手引き

建設業者の地位の承継

(譲渡及び譲受け・合併・分割、相続)

宮崎県県土整備部管理課

(令和5年4月版)

目次

I 建設業の認可と種類	
1 認可制度の概要	1
2 認可制度の種類	1
3 許可番号	2
4 許可の有効期間	2
5 認可の基準（認可を受けるための要件の概要）	3
II 認可申請の手続	
1 申請の流れ	4
2 事前相談	4
3 申請書の提出	4
4 承継後に提出すべき書類	4
認可申請書（譲渡及び譲受け・合併・分割、相続）及び添付書類一覧	5
III 申請種別ごとの確認項目	
1 譲渡及び譲受け	6
2 合併・分割	7
3 相続	7
IV 認可申請書記入例	
1 譲渡及び譲受け認可申請書	9
2 合併認可申請書	11
3 分割認可申請書	13
4 相続認可申請書	15

問合せ先 建設業審査担当
電話：0985-26-7176

I 建設業の認可と種類

1 認可制度の概要

令和2年10月1日施行の建設業法改正により、建設業許可に関する事業承継及び相続に関する制度が新設されました。

この承継制度により、事業承継等を行う場合は承継日前にあらかじめ認可を受けることで、空白期間を生ずることなく許可を受けた建設業者としての地位を承継することが可能になりました。また、相続についても、許可を受けている個人の死亡後30日以内に申請し認可を受けることで、その相続人が建設業の許可を承継することが可能です。

ただし、いずれの場合も承継者等が経營業務の管理責任者や専任技術者を配置する等の許可の要件を満たす必要があります。

2 認可制度の種類

(1) 譲渡及び譲受け（個人→個人、個人→法人、法人→個人、法人→法人）

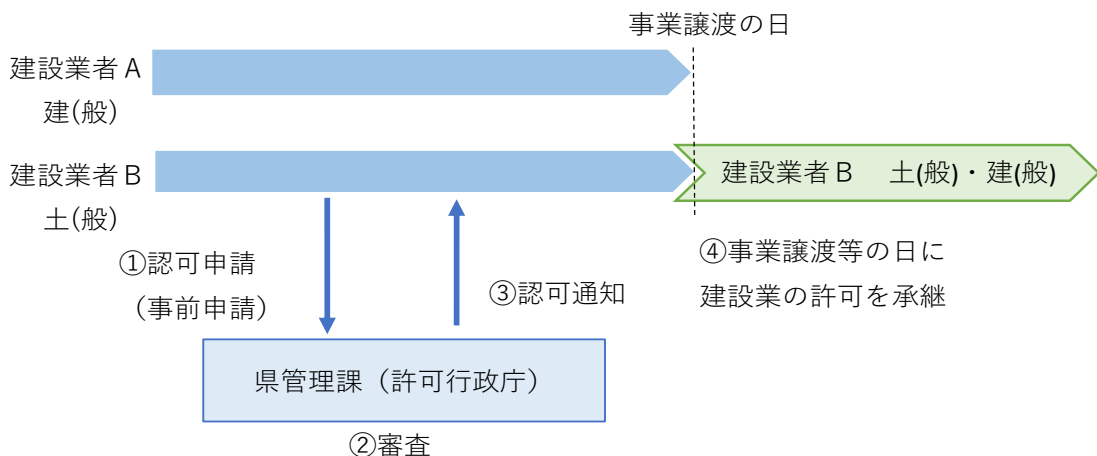
建設業者が許可に係る建設業の全部の譲渡を行う場合、譲渡人及び譲受人があらかじめ当該譲渡及び譲受けについて認可を受けたときは、譲受人は当該譲渡及び譲受けの日に、譲渡人の建設業法上の建設業者としての地位を承継することができます。

(2) 合併（吸収合併、新設合併）

建設業者である法人が合併により消滅することとなる場合、合併消滅法人及び合併存続法人又は新設法人が、あらかじめ当該合併について、認可を受けたときは、合併存続法人又は新設法人は、当該合併の日に、合併消滅法人の建設業法上の建設業者としての地位を承継することができます。

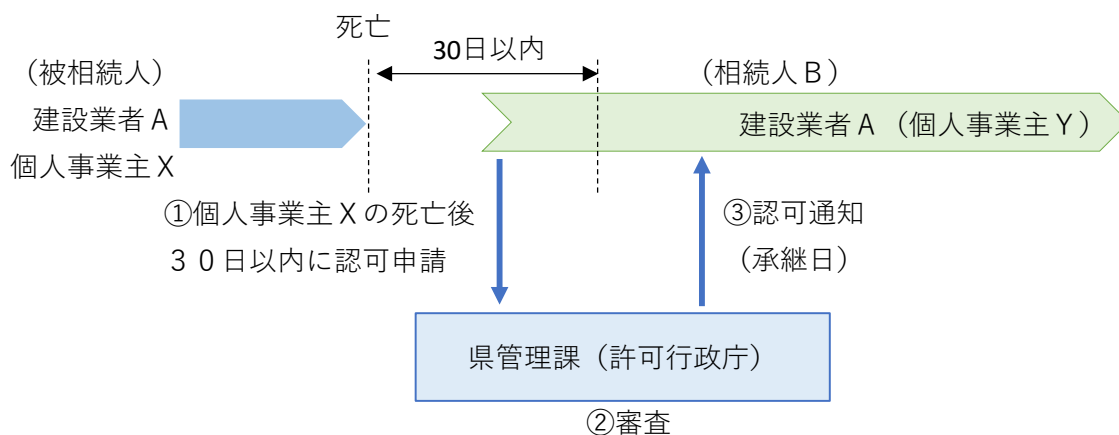
(3) 分割（吸収分割、新設分割）

建設業者である法人が分割により建設業の全部を承継させる場合、分割被承継法人及び分割承継法人が、あらかじめ当該分割について、認可を受けたときは、分割承継法人は、当該分割の日に、分割被承継法人の建設業法上の建設業者としての地位を承継することができます。



(4) 相続（個人の相続）

許可を受けている個人（被相続人）が死亡した場合において、当該個人の相続人が当該個人が営んでいた建設業の全部を引き続き営もうとするときは、認可を受けることで被相続人の建設業者としての地位を承継することができます。



3 許可番号

- ・ 許可業者が許可を受けていない建設業者に承継される場合は、被承継者（被相続人）の許可番号が引き継がれます。
- ・ 複数の許可業者間で承継が行われる場合は、被承継者と承継者の許可番号のいずれかを選択できます。

4 許可の有効期間

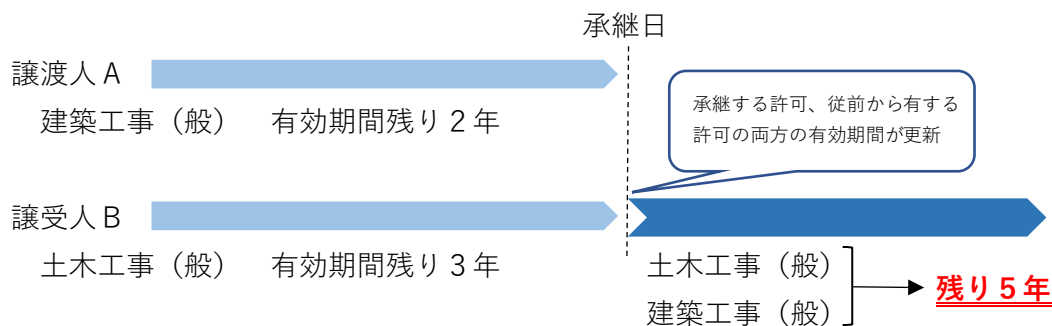
(1) 事業承継等（譲渡及び譲受け・合併・分割）の場合

事業承継等の効力発生日の翌日から起算して5年

※認可通知書記載の有効期間は5年と1日となります。

（例：令和5年5月10日から令和10年5月10日まで）

※従前から有する許可の有効期間も同時に更新されます。



(2) 相続の場合

認可日の翌日から起算して5年

5 認可の基準（認可を受けるための要件の概要）

認可を受ける場合には、以下の全てに該当していることが必要です。

(1) 【事業承継等】事業承継等の効力発生日前までに認可を受けること

【相続】被相続人の死後 30 日以内に申請を行い、認可を受けること

事業承継等（譲渡及び譲受け・合併・分割）は、あらかじめ認可を受ける必要があります。また、事業承継等の効力発生日は承継者及び被承継者の建設業許可有効期間内である必要があります。なお、承継の事実が発生した後に遡って認可をすることはできません。

相続については、被相続人（許可を受けている事業主）の死亡後 30 日以内に申請する必要があります。また、申請時において被相続人の許可の有効期間内である必要があります。

(2) 被承継者（被相続人）の建設業の全部を承継すること

被承継者（被相続人）が営んでいた建設業許可の全部を、承継者（相続人）が承継する必要があります。被承継者（被相続人）が営んでいた許可業種の一部のみを承継することはできません。

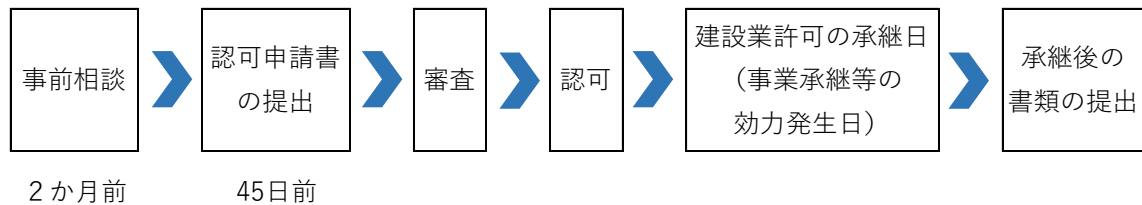
承継しない業種がある場合は、認可申請前に承継しない業種を廃業する必要があります。

(3) 被承継者（被相続人）が一般（特定）建設業の許可を受けている業種について、承継者（相続人）が特定（一般）建設業の許可を受けていないこと

1つの業者が同一の業種について一般建設業と特定建設業の許可を受けることはできません。被承継者と承継者が同じ業種の許可を受けている場合、一般・特定の区分が同じ時に限り許可の承継が可能です。区分が異なる場合は、認可申請前に一般・特定のいずれかの許可を廃業する必要があります。

Ⅱ 認可申請の手続

1 申請の流れ



2 事前相談

認可申請が見込まれる場合は、承継予定日のおよそ2か月前までに管理課へご相談ください。

相続の場合は、被相続人の死亡後30日以内が申請の期限となりますので、早めにご相談ください。

3 申請書の提出

(1) 提出書類

別紙（認可申請書及び添付書類一覧表）のとおり

(2) 提出先

管轄の土木事務所又は西臼杵支庁

※郵送・電子申請での受付はしていません。

(3) 提出部数

正本1部、副本2部

※電算用紙は不要です。

※申請書類は左側2穴紐綴じで提出してください。

(4) 手数料

手数料はかかりません。

4 承継後に提出すべき書類

認可申請に必要な書類の一部は、承継後に提出する書類があります。提出期限内に求められた書類が提出されない場合、認可取消し処分の対象となるため、期限内の提出をお願いします。

認可申請書(事業承継(譲渡、合併、分割)または相続)及び添付書類一覧

↓ この表はチェックリストになっているため、空欄が申請に必要な書類になります。

様式番号	書類の名称	譲渡	合併	分割	相続	備考
第22号の5	譲渡及び譲受け認可申請書		—	—	—	
第22号の6	誓約書(健康保険等に関する届出について)				—	
第22号の7	合併認可申請書	—		—	—	
第22号の8	分割認可申請書	—	—		—	
第22号の10	相続認可申請書	—	—	—		
第22号の11	誓約書(健康保険等に関する届出について)	—	—	—		
別紙一	役員等の一覧表				—	<注1>
別紙二	営業所一覧表					<注2>
別紙三	専任技術者一覧表					<注3>
第2号	工事経歴書					
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額					
第4号	使用人数					
第6号	誓約書					
	登記されていないことの証明書					<注4>
	身分証明書					<注4>
第7号	常勤役員等(経営等)証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<注5>
別紙	常勤役員等の略歴書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<注5>
第7号の2	常勤役員等及び常勤役員等を直接補佐する者の証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
別紙一	常勤役員等の略歴書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
別紙二	常勤役員を直接に補佐する者の略歴書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	組織図	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
第7号の3	健康保険等の加入状況					<注6>
	健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の領収書等					
第8号	専任技術者証明書(新規・変更)					
	技術検定合格証明書等の資格証明書					
第9号	実務経験証明書					
	卒業証明書					
第10号	指導監督的実務経験証明書					
	監理技術者資格者証の写し					
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表					<注7>
第12号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等)の住所、生年月日等に関する調書					<注8>
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書					<注9>
	定款				—	
第14号	株主(出資者)調書				—	
第15号	貸借対照表					
第16号	損益計算書・完成工事原価報告書					
第17号	株主資本等変動計算書					
第17号の2	注記表					
第17号の3	附属明細書					
第18号	貸借対照表					
第19号	損益計算書					
	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)					<注10>
第20号	営業の沿革					
第20号の2	所属建設業者団体					
第20号の3	主要取引金融機関名					
	譲渡・合併・分割契約書					<注11>
	株主総会若しくは社員総会の議事録等					<注12>
	戸籍謄本若しくは除籍謄本	—	—	—		
	相続人同意書	—	—	—		

<表の見方> ○…省略可能 △…変更がなければ省略可能 □…該当するいずれか提出必要 ※空欄の書類が必要です。

- 注1 個人事業者であっても、常勤役員等(経営等)については記載が必要です。「役員等」とは、従来からの役員に加え、相談役及び顧問(非常勤を含む)、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等を含みます。
- 注2 相続の場合はこの様式が別紙一となります。
- 注3 相続の場合はこの様式が別紙二となります。
- 注4 個人の場合は事業主及び支配人、法人の場合は役員及び令3条使用人全員のものがが必要です。(申請日から3ヶ月以内に発行されたものに限る)
- 注5 「第7号及び別紙」もしくは「第7号の2及び別紙一・二、組織図」のいずれかが必要です。
- 注6 認可日から2週間以内に提出
- 注7 法人で主たる営業所のみの場合(支店その他の営業所がない場合)、個人で支配人がいない場合は、省略可能です。
- 注8 経営業務の管理責任者である常勤役員等は、作成不要です。
- 注9 役員等が令3条使用人を兼ねている場合は、省略できます。
- 注10 登記事項証明書は申請日から3ヶ月以内に発行されたものに限ります。なお、個人事業者の場合は支配人の設置がある場合のみ必要になります。
- 注11 新設分割の場合は、分割計画書
- 注12 譲渡、合併、分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併に関する意思の決定を証する書類

Ⅲ 申請種別ごとの確認項目

1 譲渡及び譲受け

(1) 譲渡及び譲受け認可申請書

- ・ 譲渡人が建設業の許可を受けているか。
 - ・ 事業譲渡の効力発生日について、許可の有効期間内であるか。
 - ・ 譲渡人の建設業の全部を承継しているか。
- ※ 一部のみの承継はできません。承継しない業種がある場合は、その業種について、事前に廃業する必要があります。
- ※ 譲渡人と譲受人が同一業種の許可を受けている場合、一般・特定の区分が同じであれば承継は可能です。
- ※ 譲渡人と譲受人がともに許可業者である場合、同一の業種に関し、一方が特定建設業、一方が一般建設業であるときは、承継の対象外となります。

譲渡人が特定建設業、譲受人が一般建設業の同一の業種の許可を受けている場合、譲受人が受けている一般建設業の業種を事前に廃業することで承継可能となります（譲渡人が受けている特定建設業の業種を廃業することでも可）。

また逆に、譲渡人が一般建設業、譲受人が特定建設業の同一の業種を受けている場合、譲渡人が受けている一般建設業の業種を事前に廃業することで承継可能となります（譲受人が受けている特定建設業の業種を廃業することでも可）。



- (2) 譲渡及び譲受けに関する契約書（事業譲渡契約書）
- ・ 契約書に規定される事業譲渡の効力発生日が未到来であるか。
- (3) 法人の意思決定が確認できる書類（次の書類のいずれか）
- ・ 株主総会の議事録等（写）
 - ・ 社員総会の議事録（写）
 - ・ 無限責任社員又は総社員の同意書（写）

2 合併・分割

- (1) 合併（分割）認可申請書
- ・ 合併消滅法人（分割被承継法人）が建設業の許可を受けているか。
 - ・ 合併（分割）の効力発生日について、許可の有効期間内であるか。
 - ・ 合併消滅法人（分割被承継法人）の建設業の全部を承継しているか。
- ※ 譲渡及び譲受けの同一項目を下記のとおり読み替えて御確認ください。
- 譲渡人→合併消滅法人（分割被承継法人）
譲受人→合併存続法人（分割承継法人）
- (2) 合併（分割）に関する契約書
- ・ 合併（分割）契約書（写）
- ※ 吸収合併（分割）の場合は吸収合併（分割）契約書、新設合併（分割）の場合は新設合併（分割）契約書
- ・ 合併（分割）比率説明書（写）
 - ・ 当事者双方の株主、新株予約権者への通知・公告、合併消滅法人の債権者に対する催告・公告をしていることがわかる書類（写）
- (3) 法人の意思決定が確認できる書類（次の書類のいずれか）
- ・ 株主総会の議事録等（写）
 - ・ 社員総会の議事録（写）
 - ・ 無限責任社員又は総社員の同意書（写）

3 相続

- (1) 相続認可申請書
- ・ 被相続人が建設業の許可を受けているか。
 - ・ 申請時において、被相続人の許可の有効期間内であるか。
 - ・ 被相続人の建設業の全部を承継しているか。
- ※ 一部の許可のみを相続することはできません。相続しない業種がある場合は、相続人において、事前に廃業する必要があります。

(2) 相続人と被相続人との続柄を証する書類

- ・ 戸籍謄本あるいは除籍謄本

(3) 申請者以外の相続人同意書

- ・ 申請者以外に相続人がある場合には、申請者以外のすべての相続人が当該建設業を申請者が継続して営業することに対し同意する旨を記載した書面に申請者以外のすべての相続人が住所及び氏名を記載した同意書が必要です。

(第2面)

兼業の有無 1 7 (1. 有
2. 無)

建設業以外に行っている営業の種類

合併存続法人が許可業者である場合は記入し、無許可業者の場合は記入しません。

大臣知事コード 国土交通大臣知事許可(一般-)第 5 10 号 許可年月日 令和 11 年 13 月 15 日

<合併消滅法人に関する事項>

認可申請時に合併消滅法人が許可を受けている建設業 1 9 1 (1. 一般
2. 特定)

商号又は名称のフリガナ 2 0 ミ ヤ コ ノ ジ ヨ ウ ケ ン セ ツ

商号又は名称 2 1 (株) み や こ の じ よ う 建 設

代表者の氏名のフリガナ 2 2 ミ ヤ コ ノ ジ ヨ ウ ジ ロ ウ

代表者の氏名 2 3 都 城 次 郎

主たる営業所の所在地市区町村 2 4 4 5 2 0 2 都道府県名 宮崎県 市区町村名 都城市

主たる営業所の所在地 2 5 姫 城 町 1 - 1 - 1 1

郵便番号 2 6 8 8 5 - 0 0 7 3 電話番号 0 9 8 6 - 1 2 - 3 4 5 6

ファックス番号 0986-12-3456

資本金額等 2 7 資本金額又は出資総額 4 5 10 3 0 0 0 (千円) 法人番号 13 15 20 25 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7

兼業の有無 2 8 2 (1. 有
2. 無)

建設業以外に行っている営業の種類

合併消滅法人が許可業者である場合、その許可番号を記入します。

大臣知事コード 国土交通大臣知事許可(一般-)第 5 10 号 許可年月日 令和 11 年 13 月 15 日

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

連絡先

所属等 氏名 電話番号

ファックス番号

※掲載されていない様式については、許可申請書の記入例をご覧ください。
県庁ホームページトップ画面>しごと・産業>公共事業・建築・土木>建設業>建設業許可>建設業許可関係申請様式について

分割認可申請書

(第1面)

この申請書により、分割の認可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

申請者
宮崎県宮崎市橋通東2-10-1
株式会社みやざき建設
代表取締役 宮崎太郎
宮崎県都城市姫城町1-1-1
株式会社みやこのじょう建設
代表取締役 都城次郎

地方整備局長
北海道開発局長
宮崎県 知事 殿

太枠は記入不要です。

分割認可申請では、3者以上の建設業許可業者の合併も想定されています。
申請者の記入欄には、分割に関する全員の住所・商号・代表者の記載が必要です。
吸収分割である場合は、分割承継法人を最上段に記載してください。
新設分割である場合は、分割に関して筆頭者について最上段に記載してください。

行政庁側記入欄
大臣コード
知事
項番 3
許可番号 01
国土交通大臣 許可
認可申請年月日 02 令和 年 月 日

分割年月日 03 令和 年 月 日
分割の理由 04
分割に至った理由を記入してください。

分割の価格 05 5,000,000 円
互いに建設業許可業者である場合は、引き続き使用する許可番号を選択できます。
また、新設の分割会社や吸収する側の事業者が無許可業者である場合は、引き続き使用する被承継者の許可番号を記載します。

大臣コード
知事
引き続き使用する許可番号 06
国土交通大臣 許可 (一般) 第 号
分割承継法人が分割後に営業しようとする許可業種を全て記入します。

<分割承継法人に関する事項>

分割後に営業しようとする建設業 07
認申請時において許可を受けている建設業 08
1. 一般
2. 特定

商号又は名称のフリガナ 09
分割承継法人が申請時点で有している許可業種を記入します。
濁点、半濁点がある文字も1つのマスに記入します。

商号又は名称 10
姓と名の間は1マスあけます。

代表者の氏名フリガナ 11
代表者氏名 12
分割後の主たる営業所の所在地市区町村コード 13
都道府県名 宮崎県 市区町村名 宮崎市

分割後の主たる営業所の所在地 14
橋通東2-1-0-1

郵便番号 15 880-8501 電話番号 0985-12-3456

ファックス番号 0985-12-3456

資本金額等 16
資本金額又は出資総額 4 5 10 5000 (千円)
法人番号 13 15 20 25 1234567890123

※掲載されていない様式については、許可申請書の記入例をご覧ください。
 県庁ホームページ画面 > しごと・産業 > 公共事業・建築・土木 > 建設業 > 建設業許可 > 建設業許可関係申請様式について

相 続 認 可 申 請 書
 (第1面)

この申請書により、建設業の相続の認可を申請します。
 この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

相続人本人について記入してください。

地方整備局長
 北海道開発局長
 宮崎県 知事 殿

太枠は記入不要です。

申請者 相続人 宮崎県宮崎市橋通東2-10-1
 みやざき工務店
 宮崎次郎

行政庁側記入欄

大臣 コード 知事

許可番号 01 国土交通大臣 許可 (一般) 第 5 10 号 令和 11 年 13 月 15 日

認可申請年月日 02 令和 3 年 5 月 7 日

被相続人の死亡日 03 令和 3 年 5 月 7 日

被相続人の死亡日を記入してください。

大臣 コード 知事

引き続き使用する許可番号 04 国土交通大臣 許可 (一般) 第 5 10 号 宮崎県 知事

互いに建設業許可業者である場合は、引き続き使用する許可番号を選択できます。
 また、許可業者を無許可業者であ相続人が承継する場合は、被相続人の番号を記入します。

相続人が相続後に営業しようとする許可業種を全て記入します。

＜相続人に関する事項＞

相続後に相続人が営業しようとする建設業 05 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1. 一般 2. 特定)

認可申請時において相続人が許可を受けている建設業 06 3 5 10 15 25 30 (1. 一般 2. 特定)

商号又は名称のフリガナ 07 ミ ヤ ザ キ コ ウ ム テ ン

相続人が申請時点で有している許可業種を記入します。

濁点、半濁点がある文字も1つのマスに記入します。

商号又は名称 08 み や ざ き 工 務 店

姓と名の間は1マスあけます。

氏名フリガナ 09 ミ ヤ ザ キ ジ ロ ウ

氏名 10 宮 崎 次 郎

被相続人との続柄 11 長男

市町村名	コード	市町村名	コード	市町村名	コード	市町村名	コード
宮崎市	45201	串間市	45207	高鍋町	45401	諸塚村	45429
宮崎市(高岡町)	45381	西都市	45208	新富町	45402	椎葉村	45430
都城市	45202	えびの市	45209	西米良村	45403	椎葉村大河内	45439
延岡市	45203	三股町	45341	木城町	45404	美郷町	45431
日南市	45204	高原町	45361	川南町	45405	高千穂町	45441
小林市	45205	国富町	45382	都農町	45406	日之影町	45442
日向市	45206	綾町	45383	門川町	45421	五ヶ瀬町	45443

相続後の主たる営業所の所在地市区町村コード 12 4 5 2 0 1 都道府県名 宮崎県 市区町村名 宮崎市

相続後の主たる営業所の所在地 13 橋 通 東 2 - 1 0 - 1

郵便番号 14 8 8 0 - 8 5 0 1 電話番号 0 9 8 5 - 1 2 - 3 4 5 6

ファックス番号 0985-12-3456

兼業の有無 15 2 (1. 有 2. 無) 建設業以外に行っている営業の種類

大臣 コード 知事

許可番号 16 国土交通大臣 許可 (一般) 第 5 10 号 令和 11 年 13 月 15 日

相続人が許可業者である場合は記入し、無許可業者の場合は記入しません。

